

2024年03月01日 (お知らせ)



JAでんき 電気料金メニュー定義書の改定について

2024年4月1日より、下記のとおり電気料金メニュー定義書を改定し供給条件を変更いたします。必ずご確認ください。

記

1. 対象

- 電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 中国】家庭用
該当するご契約料金メニュー：[従量電灯 A \(家庭\)](#) , [従量電灯 B \(家庭\)](#) , [低圧電力 \(家庭\)](#)
- 電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 従量電灯 S 中国】
該当するご契約料金メニュー：[従量電灯 S](#)
- 電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 夜トクプラン 中国】
該当するご契約料金メニュー：[夜トクプラン](#)
- 電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 定額電灯・公衆街路灯（家庭用） 中国】
該当するご契約料金メニュー：[定額電灯 \(家庭\)](#) , [公衆街路灯 A \(家庭\)](#) ,
[公衆街路灯 B \(家庭\)](#) , [公衆街路灯 C \(家庭\)](#)

2. 内容

- 次ページの新旧対照表をご確認ください
- 改定後の料金定義書はポータルサイトに掲載しております。

3. 適用日

2024年4月1日

※現在ご契約中のお客様は [2024年5月分\(検針日:2024年5月1日以降\)の電気料金から新たな料金が適用されます。](#)

4. 改定理由

本年4月より一般送配電事業者が託送供給等約款に定める託送料金を改定するため、託送料金改定幅を料金に反映させていただきます。

※託送料金とは電力の供給に必要な送配電ネットワークの使用料で電気料金に含まれます。

5. その他

託送料金の改定は全小売電気事業者に適用され、中国電力株式会社（以下「中電」）も託送料金改定を反映した料金改定を実施します。

[JAでんきは改定後も中電より安価で価格メリットは変わりません](#)（改定幅は中電と同一です）ので、引き続き安心してご利用下さい。

以上

料金メニュー定義書（低圧 家庭用）【JAでんき 中国】新旧対照表

改定後				改定前					
料金メニュー定義書（低圧 家庭用） 【JAでんき 中国】				料金メニュー定義書（低圧 家庭用） 【JAでんき 中国】					
1. 実施期日 本定義書は、 <u>令和6年4月1日</u> より適用します。 (省略)				1. 実施期日 本定義書は、令和5年6月1日より適用します。 (省略)					
<別表1> 適用開始日（検針日基準）： <u>令和6年5月1日</u>				<別表1> 適用開始日（検針日基準）：令和5年7月1日					
料金メニュー	料金体系		JAでんき 料金単価		料金メニュー	料金体系		JAでんき 料金単価	
従量電灯A	従量料金 (円/kWh)	第1段階料金	16kWh～120kWh迄	32.22	従量電灯A	従量料金 (円/kWh)	第1段階料金	16kWh～120kWh迄	32.30
		第2段階料金	121kWh～300kWh迄	38.04			第2段階料金	121kWh～300kWh迄	38.12
		第3段階料金	300kWh超	38.84			第3段階料金	300kWh超	38.92
	最低月額料金		(15kWhまで)	759.68	最低月額料金		(15kWhまで)	712.67	
従量電灯B	基本料金 (円/kVA)		447.97		従量電灯B	基本料金 (円/kVA)		431.90	
	従量料金 (円/kWh)	第1段階料金	120kWh迄	30.06		従量料金 (円/kWh)	第1段階料金	120kWh迄	30.14
		第2段階料金	121kWh～300kWh迄	35.41			第2段階料金	121kWh～300kWh迄	35.49
		第3段階料金	300kWh超	36.71			第3段階料金	300kWh超	36.79
低圧電力	基本料金 (円/kW)		1,132.83		低圧電力	基本料金 (円/kW)		1,116.76	
	従量料金 (円/kWh)	夏季	26.80			従量料金 (円/kWh)	夏季	26.80	
		その他季	25.51				その他季	25.69	

料金メニュー定義書（低圧 家庭用）【JAでんき 従量電灯S 中国】新旧対照表

改定後	改定前																				
料金メニュー定義書（低圧 家庭用） 【JAでんき 従量電灯S 中国】	料金メニュー定義書（低圧 家庭用） 【JAでんき 従量電灯S 中国】																				
1. 実施期日 本定義書は、 <u>令和6年4月1日</u> より適用します。 (省略)	1. 実施期日 本定義書は、令和5年6月1日より適用します。 (省略)																				
7. 料金 (1) 最低月額料金	7. 料金 (1) 最低月額料金																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">最低月額料金 (1契約につき)</td> <td style="width: 50%;">最初の15kWhまで</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">669.92円</td> </tr> </table>	最低月額料金 (1契約につき)	最初の15kWhまで	669.92円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">最低月額料金 (1契約につき)</td> <td style="width: 50%;">最初の15kWhまで</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">622.91円</td> </tr> </table>	最低月額料金 (1契約につき)	最初の15kWhまで	622.91円														
最低月額料金 (1契約につき)	最初の15kWhまで	669.92円																			
最低月額料金 (1契約につき)	最初の15kWhまで	622.91円																			
(2) 従量料金	(2) 従量料金																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 25%;">従量料金 (1kWhにつき)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><使用電力量></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><料金単価></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16kWh～120kWh</td> <td style="text-align: right;">31.79円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">121kWh～300kWh</td> <td style="text-align: right;">39.43円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">301kWh以上</td> <td style="text-align: right;">41.44円</td> </tr> </table>	従量料金 (1kWhにつき)	<使用電力量>	<料金単価>	16kWh～120kWh	31.79円	121kWh～300kWh	39.43円		301kWh以上	41.44円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 25%;">従量料金 (1kWhにつき)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><使用電力量></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><料金単価></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16kWh～120kWh</td> <td style="text-align: right;">31.87円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">121kWh～300kWh</td> <td style="text-align: right;">39.51円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">301kWh以上</td> <td style="text-align: right;">41.52円</td> </tr> </table>	従量料金 (1kWhにつき)	<使用電力量>	<料金単価>	16kWh～120kWh	31.87円	121kWh～300kWh	39.51円		301kWh以上	41.52円
従量料金 (1kWhにつき)		<使用電力量>	<料金単価>																		
		16kWh～120kWh	31.79円																		
	121kWh～300kWh	39.43円																			
	301kWh以上	41.44円																			
従量料金 (1kWhにつき)	<使用電力量>	<料金単価>																			
	16kWh～120kWh	31.87円																			
	121kWh～300kWh	39.51円																			
	301kWh以上	41.52円																			
(以下省略)	(以下省略)																				

電気料金メニュー定義書（低圧）【JA でんき 夜トクプラン 中国】 新旧対照表

＜改定後＞	＜現行＞																		
<p>電気料金メニュー定義書（低圧） 【JA でんき 夜トクプラン 中国】</p>	<p>電気料金メニュー定義書（低圧） 【JA でんき 夜トクプラン 中国】</p>																		
<p>1. 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>より適用します。 (省略)</p>	<p>1. 実施期日 本定義書は、令和5年6月1日より適用します。 (省略)</p>																		
<p>9. 料金 (1) 基本料金、従量料金 ア. 基本料金は契約電力に応じ1ヵ月につき発生します。ただし、 全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。</p>	<p>9. 料金 (1) 基本料金、従量料金 ア. 基本料金は契約電力に応じ1ヵ月につき発生します。ただし、 全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">基本料金</td> <td style="width: 60%;">1契約につき最初の10キロワットまで</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">1,897.72円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記をこえる1キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;">458.37円</td> </tr> </table>	基本料金	1契約につき最初の10キロワットまで	1,897.72円		上記をこえる1キロワットにつき	458.37円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">基本料金</td> <td style="width: 60%;">1契約につき最初の10キロワットまで</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">1,801.30円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記をこえる1キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;">442.30円</td> </tr> </table>	基本料金	1契約につき最初の10キロワットまで	1,801.30円		上記をこえる1キロワットにつき	442.30円						
基本料金	1契約につき最初の10キロワットまで	1,897.72円																	
	上記をこえる1キロワットにつき	458.37円																	
基本料金	1契約につき最初の10キロワットまで	1,801.30円																	
	上記をこえる1キロワットにつき	442.30円																	
<p>イ. 従量料金は、その1ヵ月の時間帯別の使用電力量によって算定します。</p>	<p>イ. 従量料金は、その1ヵ月の時間帯別の使用電力量によって算定します。</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">従量料金 (1kWhにつき)</td> <td style="width: 60%;">昼間時間 夏季</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">46.46円</td> </tr> <tr> <td>昼間時間 その他季</td> <td style="text-align: right;">44.40円</td> </tr> <tr> <td>休日時間</td> <td style="text-align: right;">30.35円</td> </tr> <tr> <td>夜間時間</td> <td style="text-align: right;">30.35円</td> </tr> </table> <p>(以下省略)</p>	従量料金 (1kWhにつき)	昼間時間 夏季	46.46円	昼間時間 その他季	44.40円	休日時間	30.35円	夜間時間	30.35円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">従量料金 (1kWhにつき)</td> <td style="width: 60%;">昼間時間 夏季</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">46.56円</td> </tr> <tr> <td>昼間時間 その他季</td> <td style="text-align: right;">44.50円</td> </tr> <tr> <td>休日時間</td> <td style="text-align: right;">30.43円</td> </tr> <tr> <td>夜間時間</td> <td style="text-align: right;">30.43円</td> </tr> </table> <p>(以下省略)</p>	従量料金 (1kWhにつき)	昼間時間 夏季	46.56円	昼間時間 その他季	44.50円	休日時間	30.43円	夜間時間	30.43円
従量料金 (1kWhにつき)		昼間時間 夏季	46.46円																
		昼間時間 その他季	44.40円																
		休日時間	30.35円																
	夜間時間	30.35円																	
従量料金 (1kWhにつき)	昼間時間 夏季	46.56円																	
	昼間時間 その他季	44.50円																	
	休日時間	30.43円																	
	夜間時間	30.43円																	

電気料金メニュー定義書（低圧）【JA でんき 定額電灯・公衆街路灯（家庭用） 中国】 新旧対照表

＜改定後＞	＜現行＞																										
電気料金メニュー定義書（低圧） 【JA でんき 定額電灯・公衆街路灯（家庭用） 中国】	電気料金メニュー定義書（低圧） 【JA でんき 定額電灯・公衆街路灯（家庭用） 中国】																										
1. 実施期日 本定義書は、 <u>令和6年4月1日</u> より適用します。 （省略）	1. 実施期日 本定義書は、令和5年6月1日より適用します。 （省略）																										
4. 定額電灯 (4) 料金 ア. 需要家料金	4. 定額電灯 (4) 料金 ア. 需要家料金																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">需要家料金</td> <td style="width: 65%;">1 契約につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">104.50円</td> </tr> </table>	需要家料金	1 契約につき	104.50円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">需要家料金</td> <td style="width: 65%;">1 契約につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">104.50円</td> </tr> </table>	需要家料金	1 契約につき	104.50円																				
需要家料金	1 契約につき	104.50円																									
需要家料金	1 契約につき	104.50円																									
イ. 電灯料金	イ. 電灯料金																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%; text-align: center;">電灯 料金</td> <td style="width: 70%;">10ワットまでの1灯につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">115.38円</td> </tr> <tr> <td>10ワット超20ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">209.20円</td> </tr> <tr> <td>20ワット超40ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">396.92円</td> </tr> <tr> <td>40ワット超60ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">584.61円</td> </tr> <tr> <td>60ワット超100ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">960.00円</td> </tr> <tr> <td>100ワット超の1灯につき50ワットごとに</td> <td style="text-align: right;">480.07円</td> </tr> </table>	電灯 料金	10ワットまでの1灯につき	115.38円	10ワット超20ワットまでの1灯につき	209.20円	20ワット超40ワットまでの1灯につき	396.92円	40ワット超60ワットまでの1灯につき	584.61円	60ワット超100ワットまでの1灯につき	960.00円	100ワット超の1灯につき50ワットごとに	480.07円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%; text-align: center;">電灯 料金</td> <td style="width: 70%;">10ワットまでの1灯につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">115.50円</td> </tr> <tr> <td>10ワット超20ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">209.47円</td> </tr> <tr> <td>20ワット超40ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">397.42円</td> </tr> <tr> <td>40ワット超60ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">585.37円</td> </tr> <tr> <td>60ワット超100ワットまでの1灯につき</td> <td style="text-align: right;">961.26円</td> </tr> <tr> <td>100ワット超の1灯につき50ワットごとに</td> <td style="text-align: right;">480.70円</td> </tr> </table>	電灯 料金	10ワットまでの1灯につき	115.50円	10ワット超20ワットまでの1灯につき	209.47円	20ワット超40ワットまでの1灯につき	397.42円	40ワット超60ワットまでの1灯につき	585.37円	60ワット超100ワットまでの1灯につき	961.26円	100ワット超の1灯につき50ワットごとに	480.70円
電灯 料金		10ワットまでの1灯につき	115.38円																								
		10ワット超20ワットまでの1灯につき	209.20円																								
		20ワット超40ワットまでの1灯につき	396.92円																								
		40ワット超60ワットまでの1灯につき	584.61円																								
		60ワット超100ワットまでの1灯につき	960.00円																								
	100ワット超の1灯につき50ワットごとに	480.07円																									
電灯 料金	10ワットまでの1灯につき	115.50円																									
	10ワット超20ワットまでの1灯につき	209.47円																									
	20ワット超40ワットまでの1灯につき	397.42円																									
	40ワット超60ワットまでの1灯につき	585.37円																									
	60ワット超100ワットまでの1灯につき	961.26円																									
	100ワット超の1灯につき50ワットごとに	480.70円																									
（省略）	（省略）																										
ウ. 小型機器料金	ウ. 小型機器料金																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">小型 機器 料金</td> <td style="width: 60%;">50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">376.34円</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="text-align: right;">667.96円</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペア超の1機器につき</td> <td style="text-align: right;">333.98円</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">333.98円</td> </tr> </table>	小型 機器 料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	376.34円	50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	667.96円	100ボルトアンペア超の1機器につき	333.98円	50ボルトアンペアまでごとに	333.98円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center;">小型 機器 料金</td> <td style="width: 60%;">50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">376.73円</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td style="text-align: right;">668.72円</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペア超の1機器につき</td> <td style="text-align: right;">334.37円</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアまでごとに</td> <td style="text-align: right;">334.37円</td> </tr> </table>	小型 機器 料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	376.73円	50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	668.72円	100ボルトアンペア超の1機器につき	334.37円	50ボルトアンペアまでごとに	334.37円								
小型 機器 料金		50ボルトアンペアまでの1機器につき	376.34円																								
		50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	667.96円																								
		100ボルトアンペア超の1機器につき	333.98円																								
	50ボルトアンペアまでごとに	333.98円																									
小型 機器 料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	376.73円																									
	50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	668.72円																									
	100ボルトアンペア超の1機器につき	334.37円																									
	50ボルトアンペアまでごとに	334.37円																									
（省略）	（省略）																										
5. 公衆街路灯A (4) 料金	5. 公衆街路灯A (4) 料金																										

ア. 需要家料金

需要家料金	1 契約につき	99.00円
-------	---------	--------

イ. 電灯料金

電灯 料金	10ワットまでの1灯につき	110.16円
	10ワット超20ワットまでの1灯につき	201.50円
	20ワット超40ワットまでの1灯につき	384.27円
	40ワット超60ワットまでの1灯につき	567.01円
	60ワット超100ワットまでの1灯につき	933.50円
	100ワット超の1灯につき50ワットごとに	466.25円

ウ. 小型機器料金

小型 機器 料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	360.94円
	50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	644.86円
	100ボルトアンペア超の1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	322.43円

(省略)

6. 公衆街路灯 B

(2) 料金

ア. 最低月額料金

最低月額料金	1 契約につき 最初の15キロワット時まで	727.78円
--------	--------------------------	---------

イ. 従量料金

従量料金	15キロワット時を超える 1キロワット時につき	31.47円
------	----------------------------	--------

(省略)

7. 公衆街路灯 C

(4) 料金

ア. 基本料金

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	409.47円
------	-------------------	---------

イ. 従量料金

従量料金	1キロワット時につき	29.15円
------	------------	--------

(以下省略)

ア. 需要家料金

需要家料金	1 契約につき	99.00円
-------	---------	--------

イ. 電灯料金

電灯 料金	10ワットまでの1灯につき	110.28円
	10ワット超20ワットまでの1灯につき	201.77円
	20ワット超40ワットまでの1灯につき	384.77円
	40ワット超60ワットまでの1灯につき	567.77円
	60ワット超100ワットまでの1灯につき	933.76円
	100ワット超の1灯につき100ワットごとに	466.88円

ウ. 小型機器料金

小型 機器 料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	361.33円
	50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	645.62円
	100ボルトアンペア超の1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	322.82円

(省略)

6. 公衆街路灯 B

(2) 料金

ア. 最低月額料金

最低月額料金	1 契約につき 最初の15キロワット時まで	680.77円
--------	--------------------------	---------

イ. 従量料金

従量料金	15キロワット時を超える 1キロワット時につき	31.55円
------	----------------------------	--------

(省略)

7. 公衆街路灯 C

(4) 料金

ア. 基本料金

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	393.40円
------	-------------------	---------

イ. 従量料金

従量料金	1キロワット時につき	29.23円
------	------------	--------

(以下省略)

【ご家庭】

【改定】令和6年4月1日

電気料金メニュー定義書（低圧）

【JAでんき 中国】

全農エネルギー株式会社

電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 中国】（以下「本定義書」）は、当社の「電気需給約款（低圧家庭用）」（以下「需給約款」）に基づき、電灯または小型機器をご家庭用にご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める、基本料金、従量料金、最低月額料金、燃料費調整相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、すべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日より適用します。

2. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	A
		B
動力需要	低圧電力	

3. 実施エリア

一般送配電事業者が中国電力ネットワーク株式会社のエリア

4. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、（1）または（2）及び、動力を使用する需要で（3）に該当するものに適用いたします。

（1）従量電灯A

使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であり、定額電灯を適用できないこと。

（2）従量電灯B

契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア未満であること。

（3）低圧電力

（ア） 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

（イ） 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の小売電気事業者との契約電力の合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。
ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではありません。

5. 供給電気方式

供給電気方式及び供給電圧は、契約種別ごとに次のとおりとします。周波数は標準周波数60ヘルツとし、お客様のお住まいの地域によって当社にて決定するものとします。

（1）従量電灯A

交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(2) 従量電灯B

交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 低圧電力

交流3相3線式標準電圧200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

6. 最大需要容量

- (1) お客さまが従量電灯Aでのご契約を希望される場合、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。
- (2) 所轄の送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

7. 契約容量及び契約電力

- (1) 他の小売電気事業者から当社へ契約を切替える場合は、原則として他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量及び契約電力の値を引継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量及び契約電力の値を証明できる検針票等をご提供いただけなかった場合、当社に切替後の契約容量及び電力（以下、「当社契約電力」）は、(2)の場合を除き、当月の最大需要電力および前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、値が判明しだい速やかに適用します。なお、契約容量及び契約電力の値が実態と乖離する場合は、需給約款21（適正契約の保持）を適用します。
- (2) 契約容量及び契約電力を変更する場合は、原則として契約主開閉器の定格電流に基づき、以下ア、イにより算定された値とします。この場合、契約主開閉器を予め設定していただきます。なお、所轄の送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

ア. 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルト、もしくは、200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合（従量電灯B）

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

イ. 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合（低圧電力）

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

【 主な契約主開閉器の定格電流と契約電力 】 ※小数点以下第1位四捨五入

契約主開閉器の定格電流	契約電力
30A	10kW
50A	17kW
75A	26kW
100A	35kW
125A	43kW

8. 料金

(1) 従量電灯A

最低月額料金、従量料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(2) 従量電灯B及び低圧電力

基本料金、従量料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(3) 燃料費調整相当額

該当する月におけるお客様が契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している経過措置料金（規制料金）の燃料費調整額と同等とし、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

(4) 基本料金、従量料金、最低月額料金

ア. 基本料金は契約容量または契約電力に応じ1ヵ月につき発生します。

イ. 従量料金は、その1ヵ月の使用電力量によって算定します。

ウ. 「夏季」は、7月1日から9月30日までの期間とし、「その他季」は「夏季」以外の期間とします。

エ. 最低月額料金は、その1ヶ月の使用電力量に関わらず毎月発生します。

オ. 各料金は別表1となります。

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ア. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

ア. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

ウ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量にア. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して計算します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

9. 適用期間

(1) 本定義書の適用開始日は、電気需給約款7（電気需給契約の申込み）に定める電気需給契約の申込みの場合には、電気需給約款11（供給の開始）（1）に定める需給開始日とし、電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

(2) 本定義書の適用期間は、（1）に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます）までとします。

(3) 満了日の1か月前までに、変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目

の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとし、
(4) (3)に基づき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについて予め承諾していただきます。

ア. 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます）により行います。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結前の書面交付は行いません。

イ. 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結後の書面交付は行いません。

10. 契約電力等の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約電力等の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約メニューに基づく基本料金、従量料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) 契約電力等の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

11. 契約メニューの変更

(1) 当社が、お客さまからの契約メニューの変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約メニューに基づく基本料金、従量料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) 契約メニューの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

12. 本定義書の変更及び廃止

(1) 当社は本定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社は予め一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

J A でんき 家庭向け料金表【中国】

適用開始日（検針日基準）：令和 6 年 5 月 1 日

料金メニュー	料金体系		J A でんき 料金単価	適用条件	その他
従量電灯 A	従量料金 (円/kWh)	第1段階料金	16kWh~120kWh迄 32.22	最大需要 容量 6kVA未満	
		第2段階料金	121kWh~300kWh迄 38.04		
		第3段階料金	300kWh超 38.84		
	最低月額料金 15kWhまで (円/契約)	759.68			
従量電灯 B	基本料金 (円/kVA)		447.97	契約容量が 6kVA~ 50kVA未満	基本料金 について、 使用量ゼロの 月は半額
	従量料金 (円/kWh)	第1段階料金	120kWh迄 30.06		
		第2段階料金	121kWh~300kWh迄 35.41		
		第3段階料金	300kWh超 36.71		
低圧電力	基本料金 (円/kW)		1,132.83	契約電力 50kW未満	基本料金 について、 使用量ゼロの 月は半額
	従量料金 (円/kWh)	夏季	26.80		
		その他季	25.51		

【ご家庭】

【改定】令和6年4月1日

電気料金メニュー定義書（低圧）

【JAでんき 従量電灯S 中国】

全農エネルギー株式会社

電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 従量電灯S 中国】（以下「本定義書」）は、当社の「電気需給約款（低圧家庭用）」（以下「需給約款」）に基づき、電灯または小型機器をご家庭用にご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める、基本料金、従量料金、最低月額料金、燃料費調整相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、すべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日より適用します。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、需給約款によるものとします。

3. 実施エリア

一般送配電事業者が中国電力ネットワーク株式会社のエリアとします。

4. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のすべてに該当し、かつ、お客さまが従量電灯Sの申込みを行い、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

- (1) 使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であり、定額電灯を適用できないこと。
- (2) お客さまが1年を通じてこのプランの適用を希望されること。従量電灯Sから他の電気料金プランに変更された後1年に満たないお客さまについては、適用しません。

5. 供給電気方式

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとします。周波数は標準周波数60ヘルツとし、お客様のお住まいの地域によって当社にて決定するものとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

6. 最大需要容量

- (1) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。
- (2) 所轄の送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

7. 料金

最低月額料金、従量料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(1) 最低月額料金

最低月額料金は、その1ヶ月の使用電力量に関わらず毎月発生します。

最低月額料金 (1契約につき)	最初の15kWhまで	669.92円
--------------------	------------	---------

(2) 従量料金

従量料金は、その1ヵ月の使用電力量によって算定します。

従量料金 (1kWhにつき)	<使用電力量>		<料金単価>	
	16kWh～120kWh		31.79円	
	121kWh～300kWh		39.43円	
	301kWh以上		41.44円	

(3) 燃料費調整相当額

該当する月におけるお客様が契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している経過措置料金（規制料金）の燃料費調整額と同等とし、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ア. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

ア. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

ウ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量にア. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して計算します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

8. 適用期間

(1) 本定義書の適用開始日は、電気需給約款7（電気需給契約の申込み）に定める電気需給契約の申込みの場合には、電気需給約款11（供給の開始）（1）に定める需給開始日とし、電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

(2) 本定義書の適用期間は、（1）に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます）までとします。

(3) 満了日の1か月前までに、変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

(4) （3）に基づき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付

及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについて予め承諾していただきます。

- ア. 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます）により行います。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結前の書面交付は行いません。
- イ. 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結後の書面交付は行いません。

9. 契約メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約メニューの変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約メニューに基づく料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) 契約メニューの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

10. 本定義書の変更及び廃止

- (1) 当社は本定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社は予め一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

【ご家庭】

【改定】令和6年4月1日

電気料金メニュー定義書（低圧）

【JAでんき 夜トクプラン 中国】

全農エネルギー株式会社

電気料金メニュー定義書(低圧)【JAでんき 夜トクプラン 中国】(以下「本定義書」)は、当社の「電気需給約款(低圧家庭用)」(以下「需給約款」)に基づき、電灯または小型機器をご家庭用にご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める、基本料金、従量料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、すべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日より適用します。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、需給約款によるものとします。

3. 実施エリア

一般送配電事業者が中国電力ネットワーク株式会社のエリアとします。

4. 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は次のとおりとします。

ア. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

イ. その他季

毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は次のとおりとします。

ア. 休日時間

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の全ての時間をいいます。

イ. 昼間時間

休日以外の毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。

ウ. 夜間時間

休日時間および昼間時間以外の時間をいいます。

5. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のすべてに該当し、かつ、お客さまが夜トクプランの申込みを行い、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこのプランの適用を希望されること。夜トクプランから他の電気料金プランに変更された後1年に満たないお客さまについては、適用しません。
- (2) 4. (季節区分および時間帯区分) に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板等、アパート等集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (3) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。なお、1需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電力の合計が50キロワット未満であること。ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合は、この限りではありません。

- (4) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続サービスが適用できないこと。

6. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

7. 契約負荷設備

- (1) お客さまには、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
- (2) お客さまが需要場所における契約負荷設備を変更される場合には、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (3) 契約電力の変更に伴い、当社がお客さまに対し行う、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、同法にもとづく説明書面および変更後の書面交付については、原則として、当社のホームページ等電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。

8. 契約電力

契約電力は次によって定めます。

- (1) 他の小売電気事業者から当社へ契約を切替える場合は、原則として他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を証明できる検針票等をご提供いただかなかった場合、当社に切替後の契約電力（以下、「当社契約電力」）は、(2)の場合を除き、当月の最大需要電力および前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、値が判明しだい速やかに適用します。なお、契約電力の値が実態と乖離する場合は、需給約款21（適正契約の保持）を適用します。
- (2) 新たに契約電力を設定する場合または契約電力を変更する場合は、原則として契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、契約主開閉器を予め設定していただきます。なお、所轄の送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1,000

【 主な契約主開閉器の定格電流と契約電力 】※小数点以下第1位四捨五入

契約主開閉器の定格電流	契約電力
30 A	10 kW
50 A	17 kW
75 A	26 kW
100 A	35 kW
125 A	43 kW

9. 料金

料金は、基本料金、従量料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(1) 基本料金、従量料金

ア. 基本料金は契約電力に応じ1ヵ月につき発生します。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

基本料金	1 契約につき最初の10キロワットまで	1, 897. 72円
	上記をこえる1キロワットにつき	458. 37円

イ. 従量料金は、その1ヵ月の時間帯別の使用電力量によって算定します。

従量料金 (1kWhにつき)	昼間時間 夏季	46. 46円
	昼間時間 その他季	44. 40円
	休日時間	30. 35円
	夜間時間	30. 35円

(2) 燃料費調整相当額

該当する月におけるお客さまが契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表する「電気サービス約款および料金表・選択約款」の燃料費等調整額と同等とし、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ア. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

ア. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

ウ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量にア. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して計算します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

10. 適用期間

(1) 本定義書の適用開始日は、需給約款7(電気需給契約の申込み)に定める電気需給契約の申込みの場合には、需給約款11(供給の開始)(1)に定める需給開始日とし、電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

(2) 本定義書の適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気

の計量日の前日（以下「満了日」といいます）までとします。

(3) 満了日の一か月前までに、変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

(4) (3)に基づき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについて予め承諾していただきます。

ア. 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます）により行います。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結前の書面交付は行いません。

イ. 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結後の書面交付は行いません。

11. 契約メニューの変更

(1) 当社が、お客さまからの契約メニューの変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約メニューに基づく基本料金、従量料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) 契約メニューの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款4（本約款等の変更）(2)及び(3)に準じます。

12. 本定義書の変更及び廃止

(1) 当社は本定義書を変更する場合には、需給約款4（本約款等の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社は予め一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款4（本約款等の変更）(2)及び(3)に準じます。

【ご家庭】

【改定】令和6年4月1日

電気料金メニュー定義書（低圧）

【JAでんき 定額電灯・公衆街路灯（家庭用） 中国】

全農エネルギー株式会社

電気料金メニュー定義書(低圧)【JAでんき 定額電灯・公衆街路灯(家庭用) 中国】(以下「本定義書」)は、当社の「電気需給約款(低圧家庭用)」(以下「需給約款」)に基づき、電灯または小型機器をご家庭用にご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める、需要家料金、電灯料金、小型機器料金、基本料金、従量料金、最低月額料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、すべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日より適用します。

2. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

契約種別	定額電灯
	公衆街路灯A
	公衆街路灯B
	公衆街路灯C

3. 実施エリア

一般送配電事業者が中国電力ネットワーク株式会社のエリアとします。

4. 定額電灯

(1) 適用範囲

次のすべてを満たす需要に適用します。

- ア. 原則として、お客さまが当社の「電気料金メニュー定義書(低圧)【JAでんき 中国】」のメニューと契約しているまたは同時に申し込みをされること。
- イ. 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力とします。なお出力で表示されている場合等は契約設備ごとに、別表1「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)が400ボルトアンペア以下であるもの。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツとします。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備を予め設定していただきます。

(4) 料金

需要家料金、電灯料金、小型機器料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ア. 需要家料金

需要家料金は、1ヵ月につき次のとおりとします。

需要家料金	1契約につき	104.50円
-------	--------	---------

イ. 電灯料金

電灯料金は、契約負荷設備ごとに1ヵ月につき次のとおりとします。

電灯料金	10ワットまでの1灯につき	115.38円
	10ワット超20ワットまでの1灯につき	209.20円
	20ワット超40ワットまでの1灯につき	396.92円
	40ワット超60ワットまでの1灯につき	584.61円
	60ワット超100ワットまでの1灯につき	960.00円
	100ワット超の1灯につき 50ワットまでごとに	480.07円

ネオン管灯・けい光灯・水銀灯等は管灯および付属装置を一括して、多灯式けい光灯等はその合計によって、それぞれ容量（入力とします。なお出力で表示されている場合等は、別表1「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとし、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。

ウ. 小型機器料金

小型機器料金は、契約負荷設備ごとにその容量（入力とします。なお出力で表示されている場合等は、別表1「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとし、1ヵ月につき次のとおりとします。

小型機器料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	376.34円
	50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	667.96円
	100ボルトアンペア超の1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	333.98円

エ. 燃料費調整相当額

該当する月におけるお客様が契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等とし、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

オ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(ア) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(ア) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、契約負荷設備ごとの(ア) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計とします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

5. 公衆街路灯A

(1) 適用範囲

次のすべてを満たす需要に適用します。

- ア. 原則として、お客さまが当社の「電気料金メニュー定義書(低圧)【JAでんき 中国】」のメニューと契約しているまたは同時に申し込みをされること。
- イ. 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます)を使用する需要で、その総容量(入力とします。なお、出力で表示されている場合等は契約負荷設備ごとに、別表1によって換算するものとします)が1キロボルトアンペア未満であるもの。
ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

(2) 料金

需要家料金、電灯料金、小型機器料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ア. 需要家料金

需要家料金は、1ヵ月につき次のとおりとします。

需要家料金	1契約につき	99.00円
-------	--------	--------

イ. 電灯料金

電灯料金は、契約負荷設備ごとに1ヵ月につき次のとおりとします。

電灯料金	10ワットまでの1灯につき	110.16円
	10ワット超20ワットまでの1灯につき	201.50円
	20ワット超40ワットまでの1灯につき	384.27円
	40ワット超60ワットまでの1灯につき	567.01円
	60ワット超100ワットまでの1灯につき	932.50円
	100ワット超の1灯につき 50ワットまでごとに	466.25円

ネオン管灯・けい光灯・水銀灯等は管灯および付属装置を一括して、多灯式けい光灯等はその合計によって、それぞれ容量(入力とします。なお出力で表示されている場合等は、別表1「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用します。

ウ. 小型機器料金

小型機器料金は、契約負荷設備ごとにその容量(入力とします。なお出力で表示されている場合等は、別表1「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。)に応じ、1ヵ月につき次のとおりとします。

小型機器料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	360.94円
	50ボルトアンペア超 100ボルトアンペアまでの1機器につき	644.86円
	100ボルトアンペア超の1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	322.43円

エ. 燃料費調整相当額

該当する月におけるお客様が契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等とし、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

オ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(ア) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(ア) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、契約負荷設備ごとの（ア）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計とします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(3) その他

ア. 広告用の電灯等を使用される場合は、原則として、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を締結します。

イ. その他の事項については、特に定めがある場合を除き、定額電灯に準ずるものとします。

6. 公衆街路灯B

(1) 適用範囲

次のすべてを満たす需要に適用します。

ア. 原則として、お客さまが当社の「電気料金メニュー定義書(低圧)【JAでんき 中国】」のメニューと契約しているまたは同時に申し込みをされること。

イ. 公衆街路灯を使用する需要で、公衆街路灯Aを適用できず、使用する負荷設備の総容量（入力とします。なお出力で表示されている場合等は、別表1「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。）が6キロボルトアンペア未満であるもの。

(2) 料金

最低月額料金、従量料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ア. 最低月額料金

最低月額料金は、その1ヶ月の使用電力量に関わらず1ヶ月につき発生します。

最低月額料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	727.78円
--------	-------------------------	---------

イ. 従量料金

従量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定します。

従量料金	15キロワット時を超える 1キロワット時につき	31.47円
------	----------------------------	--------

ウ. 燃料費調整相当額

該当する月におけるお客様が契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等とし、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

エ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(ア) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(ア) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量に (ア) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(3) その他

ア. 広告用の電灯等を使用される場合は、原則として、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を締結します。

イ. その他の事項については、特に定めがある場合を除き、当社の「電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 中国】」の従量電灯Aに準ずるものとします。

7. 公衆街路灯C

(1) 適用範囲

次のすべてを満たす需要に適用します。

ア. 原則として、お客さまが当社の「電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 中国】」のメニューと契約しているまたは同時に申し込みをされること。

イ. 公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満であるもの。

(2) 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお出力で表示されている場合等は、別表1「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとします。）とします。

(3) 料金

基本料金、従量料金、燃料費調整相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

ア. 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1ヵ月につき発生します。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	409.47円
------	-------------------	---------

イ. 従量料金

従量料金は、その1ヵ月の使用電力量によって算定します。

従量料金	1キロワット時につき	29.15円
------	------------	--------

ウ. 燃料費調整相当額

該当する月におけるお客様が契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等とし、離島ユニバーサルサービス調整単価を含みます。

エ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(ア) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(ア) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量に（ア）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

(5) その他

ア. 広告用の電灯等を使用される場合は、原則として、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を締結します。

イ. その他の事項については、特に定めがある場合を除き、当社の「電気料金メニュー定義書（低圧）【JAでんき 中国】」の従量電灯Bに準ずるものとします。

8. 適用期間

- (1) 本定義書の適用開始日は、電気需給約款7（電気需給契約の申込み）に定める電気需給契約の申込みの場合には、電気需給約款11（供給の開始）（1）に定める需給開始日とし、電気料金メニュー及びアンペアの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) 本定義書の適用期間は、（1）に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます）までとします。
- (3) 満了日の一か月前までに、変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

(4) (3)に基づき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについて予め承諾していただきます。

ア. 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます）により行います。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結前の書面交付は行いません。

イ. 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。ただし、料金ほか契約条件について一切の変更がない場合については、契約締結後の書面交付は行いません。

9. 契約容量等の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約容量等の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約容量に基づく料金単価を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) 契約容量等の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

10. 契約メニューの変更

(1) 当社が、お客さまからの契約メニューの変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約メニューに基づく料金単価を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) 契約メニューの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

11. 本定義書の変更及び廃止

(1) 当社は本定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社は予め一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）及び（3）に準じます。

別表1 「負荷設備の入力換算容量」

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)、及び(4)によります。

(1) 蛍光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150%	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125%
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200%	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (mm)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

(4) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

ア. 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力【キロワット】) は、換算率100%を乗じたものといたします。

イ. 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	-	160	出力 (ワット) × 133.0%
45以下	-	180	
65以下	-	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

(2) 三相誘導電動機

換算容量 (入力【キロワット】)	
出力 (馬力)	×93.3%
出力 (キロワット)	×125.0%

3. レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型・移動型 を含みます)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力【キロボルト アンペア】)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過 30以下	1.5
		30超過 50以下	2
		50超過 100以下	3
		100超過 200以下	4
		200超過 300以下	5
		300超過 500以下	7.5
		500超過 1,000以下	10
	95超過 100以下	200以下	5
		200超過 300以下	6
		300超過 500以下	8
		500超過 1,000以下	13.5
	100超過 125以下	500以下	9.5
		500超過 1,000以下	16
125超過 150以下	500以下	11	
	500超過 1,000以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の計算式によって算定された値といたします。

(1) 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

$$\begin{array}{l} \text{入力} \\ \text{(キロワット)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{最大定格1次入力} \\ \text{(キロボルトアンペア)} \end{array} \times 70\%$$

(2) (1) 以外の場合

$$\begin{array}{l} \text{入力} \\ \text{(キロワット)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{実測した1次入力} \\ \text{(キロボルトアンペア)} \end{array} \times 70\%$$

5. その他

- (1) 1、2、3、及び4によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客様と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2) 動力と一体をなし、かつ動力を使用するために直接必要であって欠くことが出来ない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。